

物流効率化法の施行状況と 中長期計画の記載例等について

2026年8月18日

経済産業省 商務・サービスグループ

物流企画室

I. 物流効率化法の施行の状況

II. 調査・公表等について

III. 中長期計画を提出する際の注意点について

IV. 中長期計画の記載例について

荷主・物流事業者に対する規制的措施（物流効率化法）

荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

すべての事業者

- 荷主***（発荷主、着荷主）・**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

- 上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

一定規模以上の事業者

- 上記の事業者のうち一定規模以上のものを特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等

【荷主等が取り組むべき措置の例】



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

＜荷主・物流事業者の判断基準等＞

○**すべての荷主**（発荷主、着荷主）、**連鎖化事業者**（フランチャイズチェーンの本部）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上等

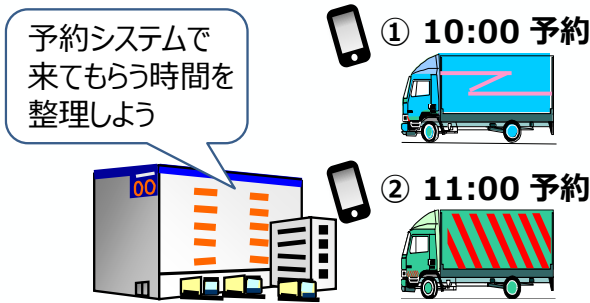
- ・複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・パレット等の輸送用器具の導入による 荷役等の効率化
- ・商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化等



パレットの利用や検品の効率化

＜荷主等の取組状況に関する調査・公表＞

○荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況の把握**及び結果の**公表**。

＜物流に係る事業者等の責務＞

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等**を示すことを検討。

＜特定事業者の指定基準＞

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者（特定事業者）について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
（上位3,200社程度）

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
（上位70社程度）

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
（上位790社程度）

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

中長期計画

○作成期間

- ・ 毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出

○記載内容

- （1）実施する措置
- （2）実施する措置の具体的な内容・目標等
- （3）実施時期 等

定期報告

○記載内容

- （1）事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
- （2）判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
- （3）荷待ち時間等の状況【荷主等】

○荷待ち時間等の状況の計測方法

- ・ 取組の実効性の確保を前提としてサンプリング等の手法を許容
- ・ 荷待ち時間等が一定時間以内の場合には報告省略が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、改正物効法の枠組みと合わせて具体化。

＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞ ※CLO：Chief Logistics Officer

○物流統括管理者は、ロジスティクスを司るいわゆるCLOとしての経営管理の視点や役割も期待されているため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等の経営幹部から選任し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正するための事業運営方針の作成や事業管理体制の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための設備投資、デジタル化、物流標準化に向けた事業計画の作成・実施・評価
- ・ 社内の関係部門（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）間の連携体制の構築や社内研修の実施 等

今後のスケジュール【想定】

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
 - 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
 - **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表
 - 2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布
-
- **2025年4月1日** **法律の施行①**
 - 基本方針
 - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
 - 判断基準に関する調査・公表 等
 - **2025年8月** 法律の施行②に向けた政省令の公布
 - **2025年秋頃** **判断基準に関する調査等**の実施
-
- **2026年4月1日** **法律の施行②**
 - 特定事業者の指定
 - 中長期計画の提出・定期報告
 - 物流統括管理者（CLO）の選任 等
 - **2026年5月末** **特定事業者の届出～指定手続**
→荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
 - **2026年10月末** **中長期計画の提出** ※初年度のみ。2027年度以降は7月末
 - **2026年秋頃（想定）** **判断基準に関する調査等**の実施
-
- **2027年7月末** **定期報告**の提出

特定事業者の指定に向け
荷主：取扱貨物重量の把握
トラック：車両台数の把握
倉庫：保管量の把握

定期報告に向け
・実施状況把握
・荷待ち時間等の計測

特定事業者の届出状況

- 物流効率化法に基づき、一定規模以上の荷主・トラック事業者・倉庫事業者を特定事業者として指定するため、5月末を期限として事業者からの届出を受け付け。
- 届出件数は以下のとおりとなっており、現在、各所管省庁において順次指定を実施中。指定した事業者について、今後、個社名も含めて公表することを予定。

	荷主・連鎖化事業者	トラック事業者	倉庫業者
届出業者件数	3,299社	867社	58社
特定事業者の 指定基準値 (想定事業者数)	取扱貨物量 9 万トン以上 (3,200社程度)	トラック保有台数150台以上 (790社程度)	保管量70万トン以上 (70社程度)

ポータルサイト・法律概要説明動画等について

『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』では、説明会等の情報に加えて、

- ・荷主・連鎖化事業者の判断基準等について、取り組むべき事項をより詳細に記載した「**解説書**」
 - ・取り組むべき事項について優良事例を集めた「**取組事例集**」
 - ・様々な物流パターンごとにどの事業者が荷主に該当するかを整理した、荷主・連鎖化事業者の「**パターン集**」
 - ・特定荷主が行う必要のある手続き等をまとめた「**特定荷主の手引き**」
- などの物流効率化に資する情報を発信しております。

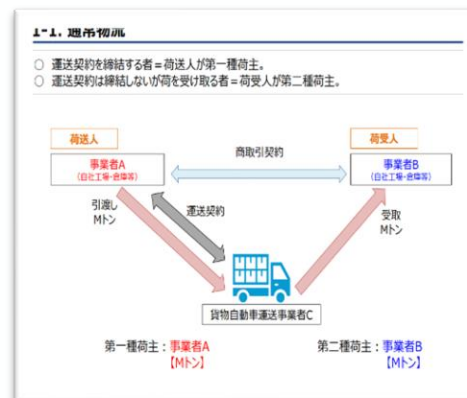
○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト <https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

○加えて、**YouTubeに法律の概要を説明した動画を公表**していますので是非ご参照ください。

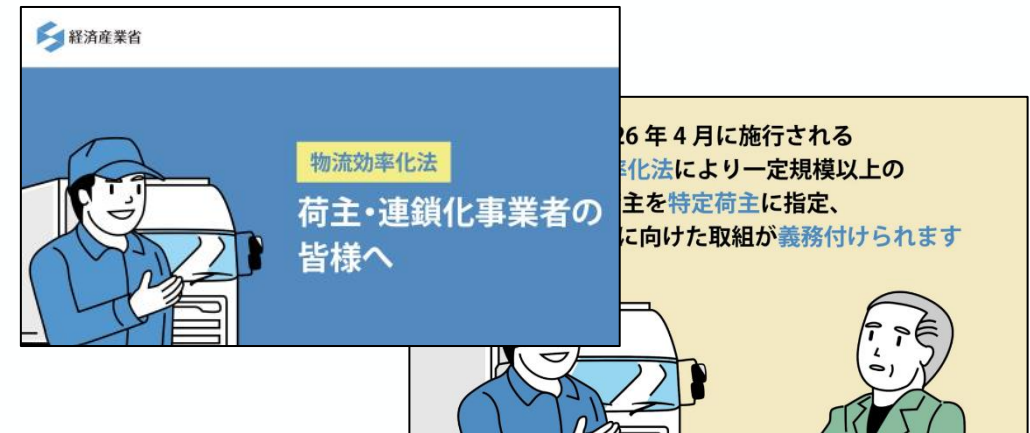
- ・【5分版】<https://www.youtube.com/watch?v=Tnw9GTEHsf0>
- ・【60秒版】<https://www.youtube.com/watch?v=nzJMdVQcQoQ>
- ・【30秒版】<https://www.youtube.com/watch?v=uGpkVKiiSvc>



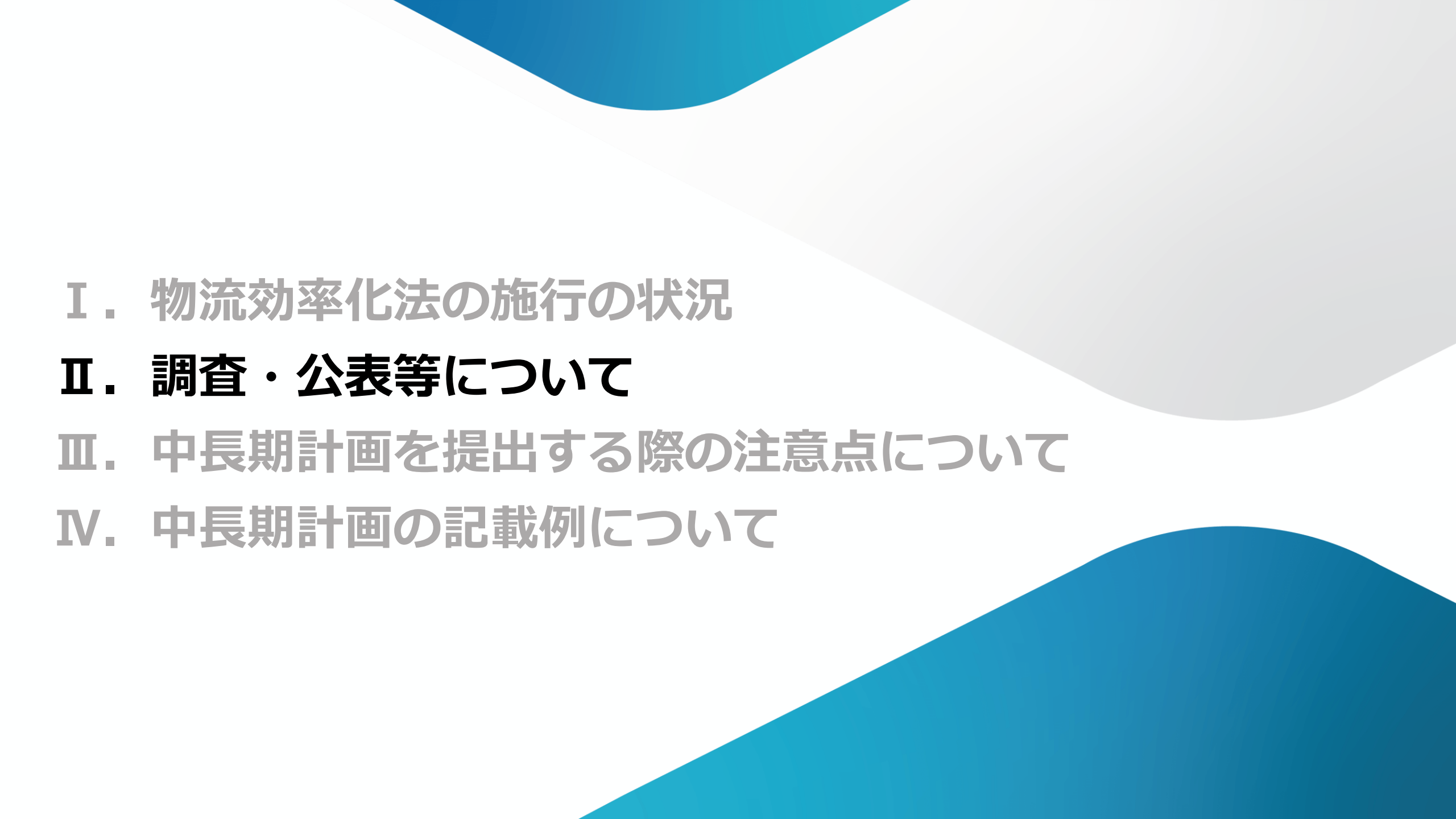
ポータルサイト



パターン集



法律概要説明動画

- 
- I. 物流効率化法の施行の状況
 - II. 調査・公表等について**
 - III. 中長期計画を提出する際の注意点について
 - IV. 中長期計画の記載例について

令和7年度 物流効率化に向けた荷主・物流事業者の取組状況の調査概要

調査の目的

- 物流効率化法**では、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けて、必要があると認めるときは、**荷主・物流事業者の努力義務に係る取組の例を示した判断基準について調査・公表を行う**旨が規定されている（法第71条）。
- これを踏まえ、**荷主・物流事業者における積載効率の向上等や荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保**に向けた**取組状況を調査**し、その**結果を公表**することで、**取組を促すとともに指導・助言等の今後の参考**とする。

調査の概要

<対象・回答数>

荷主・連鎖化事業者

約1,600社

トラック事業者

約6,300社

倉庫業者

約1,000社

<調査項目>

- 積載効率の向上、荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保に向けた取組状況

- 積載効率の向上、実効性の確保に向けた取組状況
- 主要な取引先の荷主等の取組状況・事例・要望

- 荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保に向けた取組状況
- 主要な取引先の荷主等の取組状況・事例・要望

<調査方法>

荷主・物流事業者に対し、案内はがきの送付、関係する業界団体からの通知により調査協力を依頼し、Webアンケートにて回答を集計。

<調査期間>

- ・トラック事業者 : 令和7年11月25日～令和7年12月24日まで
- ・その他 : 令和7年12月22日～令和8年1月31日まで（令和8年3月25日まで追加調査を実施）

調査結果（積載率効率の向上等・実効性の確保）

○ 判断基準で各主体が取り組むべきこととされる、積載効率の向上等や荷待ち・荷役等時間の短縮、実効性の確保に向けた項目について実施していると回答のあった者の割合をまとめると、以下のとおり。

判断基準を踏まえた取組

積載効率の向上等	荷主	トラック事業者	倉庫業者
(1) リードタイムの確保	85%	-	-
(2) 貨物の出入荷量の適正化	84%	-	-
(3) 配車計画・運行経路の最適化	44%	-	-
(4) 関係部門間の連携の促進	83%	-	-
(5) 取引先企業の協議の申出への協力	84%	-	-
(6) 複数の荷主の貨物の積合せ等による輸送網の集約	-	54%	-
(7) 荷主等との協議による配送の共同化	-	48%	-
(8) 復荷(帰り荷)の確保	-	65%	-
(9) 配車システムの導入等による配車計画・運行経路の最適化	-	46%	-
(10) 大型車両の導入等による運送ごとの貨物の重量の増加	-	64%	-
荷待ち時間の短縮	荷主	トラック事業者	倉庫業者
(1) 貨物の受渡し日時の分散	80%	-	69%
(2) バース予約システムの導入	24%	-	17%
(3) バース予約システム以外の方法でのトラックの到着日時の調整	60%	-	53%
(4) 寄託先施設における出庫までのリードタイムの確保	60%	-	-

※ 荷待ち時間：運転者が集貨場所や配達場所に到着した時刻から荷役等を開始した時刻までの時間

調査結果（荷待ち時間・荷役等時間の短縮）

判断基準を踏まえた取組

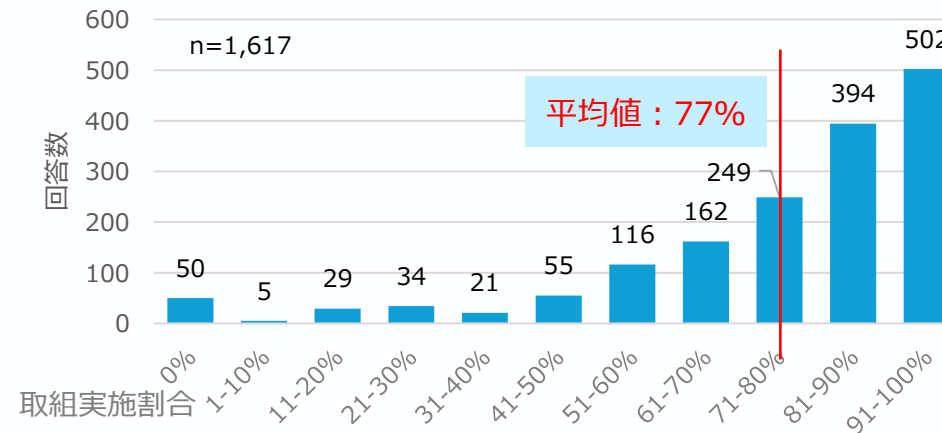
荷役等時間の短縮	荷主	トラック事業者	倉庫業者
(1) パレットの使用	74%	-	-
(2) 標準仕様パレット(いわゆるT11型)の使用	61%	-	-
(3) フォークリフトや人員の適切な配置等による荷役等の効率化	81%	-	77%
(4) 検品の効率化	58%	-	35%
(5) 貨物量に応じたバースの適正な確保等による荷役環境の整備	67%	-	63%
(6) 貨物の搬出入に係るマニュアルの整備・周知等	-	-	75%

実効性の確保	荷主	トラック事業者	倉庫業者
(1) 物流効率化の取組に関する責任者の選任	61%	-	63%
(2) 従業員に対する物流効率化に関する研修	54%	-	60%
(3) 物流効率化に向けた取組状況・効果の適切な把握	78%	86%	83%
(4) 寄託先（又は荷主）への物流効率化の取組の提案等	78%	65%	73%
(5) 物流データの標準化等による多様な主体との連携の円滑化	66%	57%	64%
(6) 物流サービスの内容等に応じた価格設定による貨物の運送に関する費用の把握	75%	-	-
(7) 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携・協力	70%	64%	60%
(8) テールゲートリフターの導入等による運転者の負荷低減への配慮	-	51%	-
(9) 無人搬送車の導入等による作業の自動化	-	-	12%

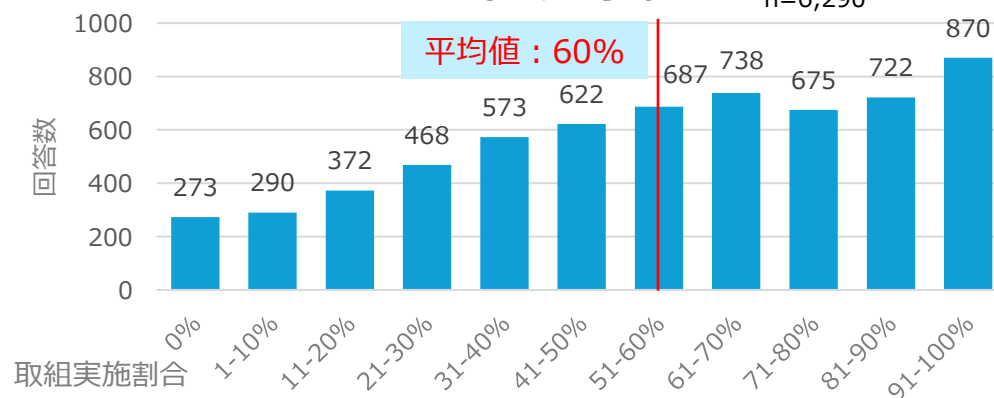
調査結果（実施状況の把握）

- 物流効率化の判断基準を踏まえた**取組について各事業者が実施していると回答した項目数の割合を各種別毎にまとめると、以下のとおり。**
- **荷主・連鎖化事業者、倉庫業者については、半数を超える取組を実施している事業者が大半である。特に、倉庫業者については、調査対象となった全ての事業者が半分以上の項目に取り組んでいる。**

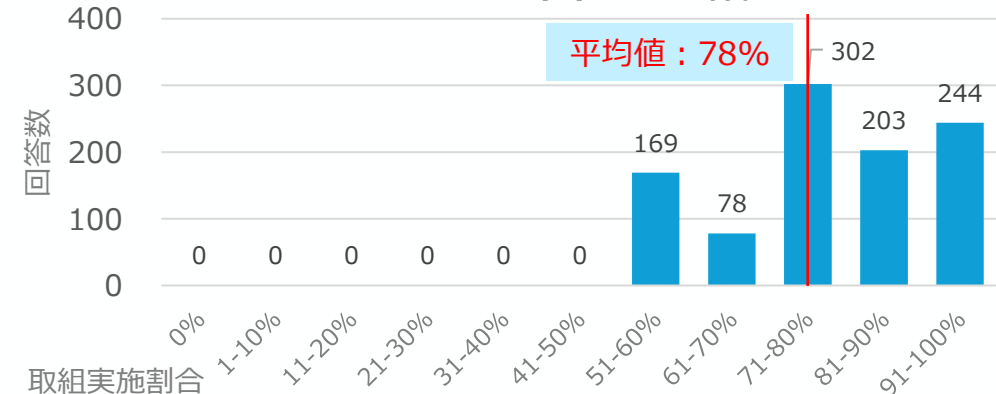
荷主・連鎖化事業者



トラック事業者



倉庫業者



調査結果（実施率の高い取組）

○ 判断基準で定める各取組の項目のうち、実施している割合が**8割以上**のものは以下のとおり。

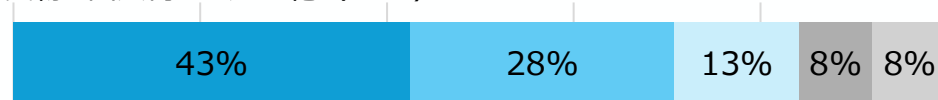
荷主

積載効率の向上

リードタイムの確保（85%） n=1,223（第一種荷主）



貨物の出入荷量の適正化（84%） n=1,256（第一種荷主・連鎖化事業者）



関係部門間の連携の促進（83%） n=2,123（第一種荷主・第二種荷主・連鎖化事業者）

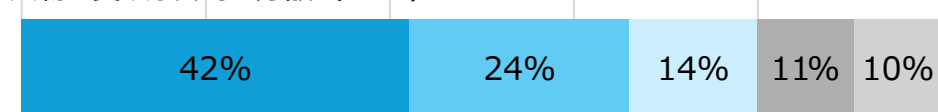


取引先企業の協議の申出への協力（84%） n=900（第二種荷主・連鎖化事業者）



荷待ち時間の短縮

貨物の受渡し日時の分散（80%） n=2,123（第一種荷主・第二種荷主・連鎖化事業者）



荷役等時間の短縮

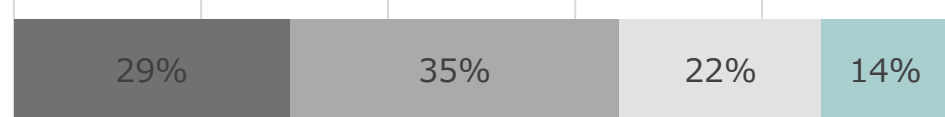
フォークリフトや人員の適切な配置等による荷役等の効率化（81%）
n=2,090（第一種荷主・第二種荷主）



トラック事業者

実効性の確保

積載効率等の取組状況・効果の適切な把握（86%） n=6,290



倉庫業者

実効性の確保

荷待ち・荷役等時間の取組状況・効果の適切な把握（83%） n=996



【凡例：荷主】

- ① 90%以上の施設又は発注で実施している
- ② 50%以上90%未満の施設又は発注で実施している
- ③ 0%超50%未満の施設又は発注で実施している
- ④ 実施していない
- ⑤ 該当なし

【凡例：トラック事業者】

- ① ほぼ全てで実施している
- ② 大半で実施している
- ③ 一部で実施している
- ④ 実施していない

【凡例：倉庫業者】

- ① 実施している
- ② 一部で実施している
- ③ 実施していない

調査結果（実施率の低い取組）

○ 判断基準で定める各取組の項目のうち、実施している割合が**5割以下**のものは以下のとおり。

荷主

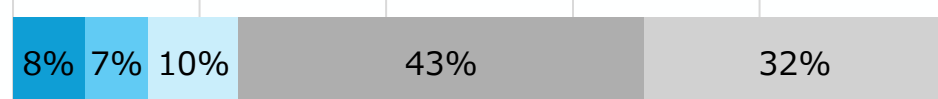
積載効率の向上

配車計画・運行経路の最適化（44%） n=1,256（第一種荷主・連鎖化事業者）



荷待ち時間の短縮

バース予約システムの導入（24%） n=2,090（第一種荷主・第二種荷主）



トラック事業者

積載効率の向上

荷主等との協議による配送の共同化（48%） n=6,290



配車システムの導入等による配車計画・運行経路の最適化（46%） n=6,290



倉庫業者

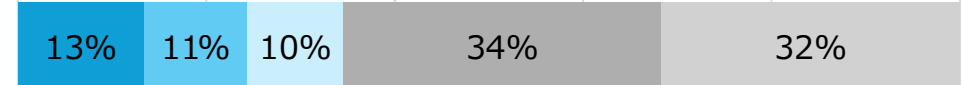
荷待ち時間の短縮

バース予約システムの導入（17%） n=996



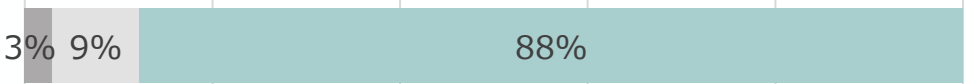
荷役等時間の短縮

検品の効率化（35%） n=996



実効性の確保

無人搬送車の導入等による作業の効率化（12%） n=996



【凡例：荷主】

- ① 90%以上の施設又は発注で実施している
- ② 50%以上90%未満の施設又は発注で実施している
- ③ 0%超50%未満の施設又は発注で実施している
- ④ 実施していない
- ⑤ 該当なし

【凡例：トラック事業者】

- ① ほぼ全てで実施している
- ② 大半で実施している
- ③ 一部で実施している
- ④ 実施していない

【凡例：倉庫業者】

- ① 実施している
- ② 一部で実施している
- ③ 実施していない

調査結果（取組の実施状況・事業者からの具体的な意見）

取組の実施状況

- **荷主**については、**積載効率の向上**等に向けた「積合せや帰り荷の確保等を行うための時間確保」（85%）や「関係部門間の連携」（83%）などの**取組の実施が進展**している。
- **物流事業者**（トラック事業者・倉庫業者）は、「積載効率等の取組状況・効果の適切な把握」など事業者が**単独で取り組むことのできる項目は実施率が高い傾向**にあるものの、「荷主等との協議による配送の共同化」「データの標準化等による多様な主体との連携の円滑化」といった**関係者との連携を要する取組**や、「バース予約システムの導入」などの**設備投資を伴う取組**については、**実施率が低い水準**にとどまっている。
- また、「物流効率化の取組に関する**責任者の選任**」については、荷主・物流事業者ともに実施率が**約 6 割**となっている。

回答のあった事業者からの具体的な意見

【凡例】○：良い事例、▲：問題のある事例

- 予約システム導入や積込時間の共有、伝票事前準備により、**荷待ちゼロ化とドライバーの時間活用**が進んでいる。
- パレット化やフォークリフト活用が進み**積載効率と荷役速度が向上し、ドライバー負担が軽減**している。
- 予約システムを導入し、**着車時間の見える化と関係者間での迅速な情報共有**を着実に進めている。
- **改正物流効率化法に対応する荷主の交渉窓口が整備**され、運行や運賃の協議機会が増え、双方で改善提案を行える環境が整いつつある。
- ▲ 手積み・手降ろしやパレット養生不足など荷姿改善が進まず、未だに**荷待ち5時間超も発生している**現場がある。
- ▲ バラ貨物での手降ろしを求められる事例があり、パレット化の遅れが**作業負担と安全リスク**を高めている。
- ▲ 荷主・卸先の都合による制約や急変更が多く、**付帯作業や仕分けの負担が運送側に偏り適正対価を得られていない**。
- ▲ 段取り不足や工場内分散配置により積込開始が遅れ、**ピーク集中・月前半偏重など計画性の欠如**が深刻化している。

トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果

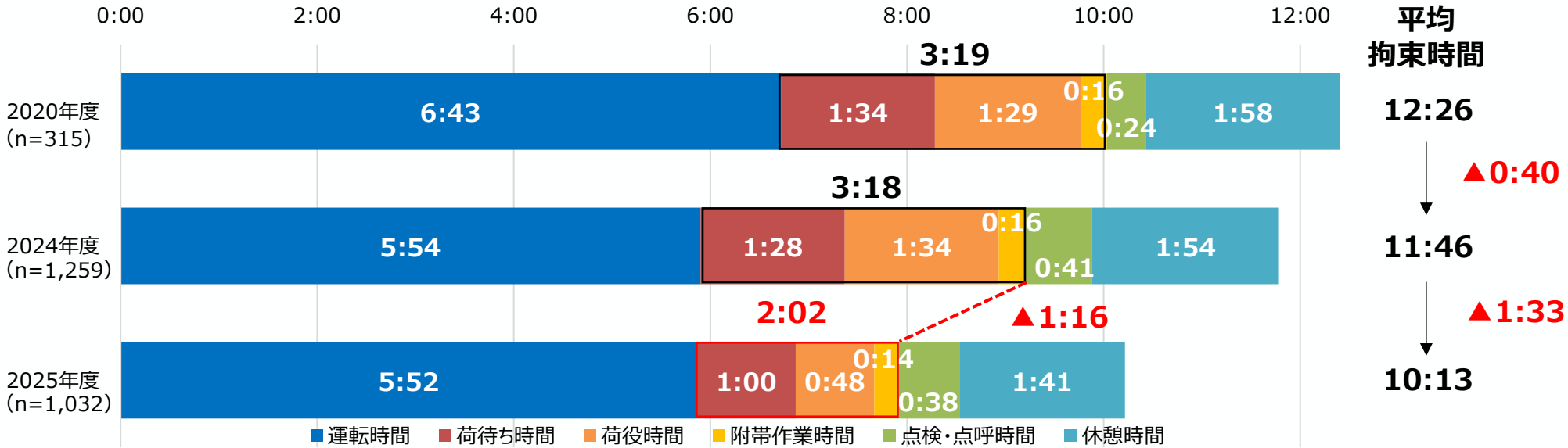
【調査概要】

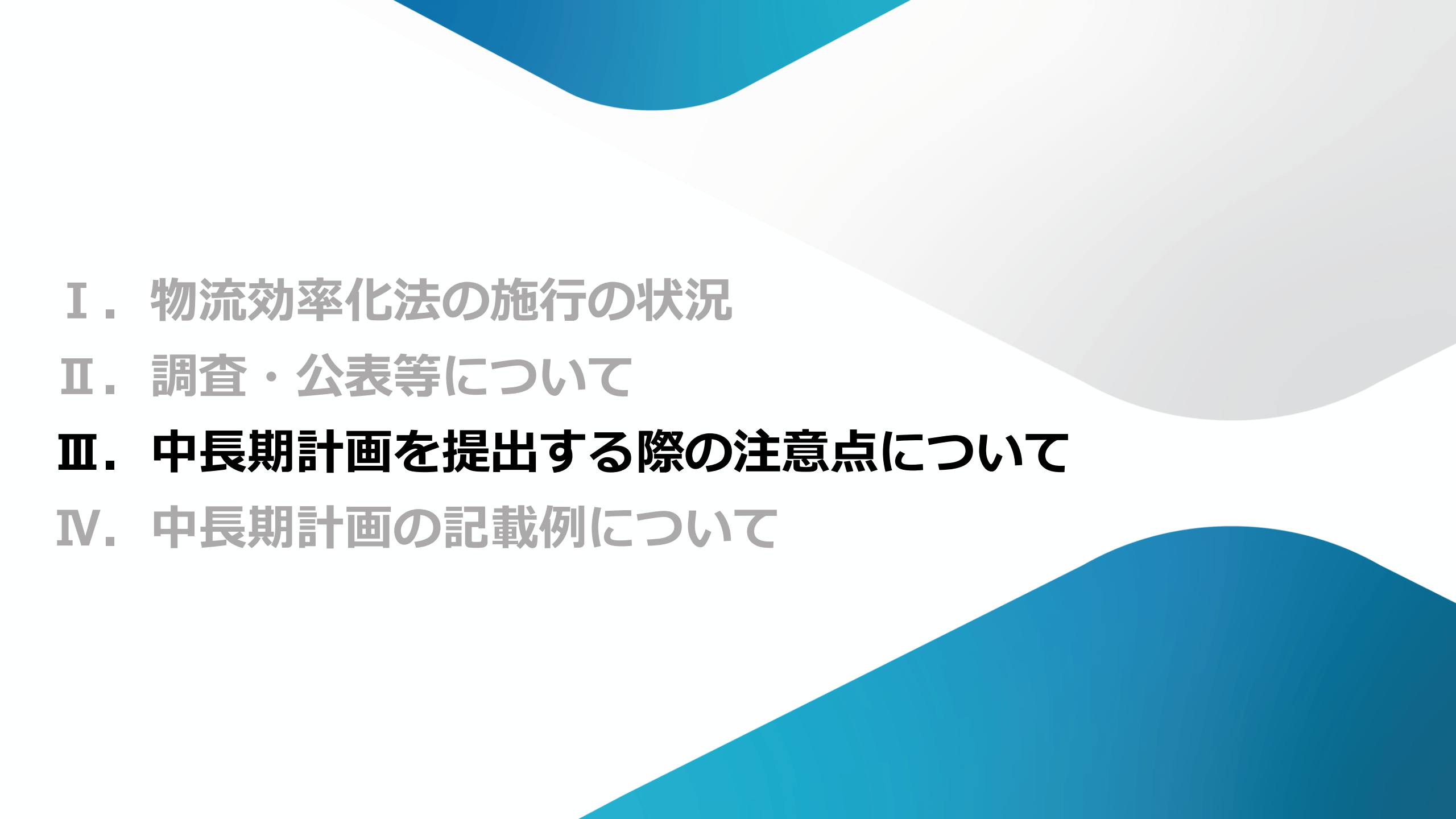
- 調査対象：一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者
- 調査期間：2025年11月25日から同年12月24日まで
- 調査内容：2025年4月から同年8月までの通常期における代表的な1日の運行について、主に以下の項目を調査
①運転時間、②荷待ち時間、③荷役時間、④附帯作業時間、⑤点検・点呼に要した時間、⑥休憩時間

【調査結果概要】

- 今回、トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間は**10時間13分**であり、荷待ち・荷役等時間は**2時間2分**であった。
- 今回調査（2025年度）では、前回調査（2024年度）と比較して、運転時間は横ばいながら、平均拘束時間が**大幅に減少した（▲1時間33分）**。その主な要因としては、**荷待ち・荷役等が減少（▲1時間16分）**したこととなっている。
- 2025年4月から**改正物流効率化法が施行**され、荷主・物流事業者に対して、**荷待ち・荷役等時間の短縮などの努力義務**を課されており、各主体がその履行に努めていることが寄与していると思われる。
- 国としては、改正物流効率化法に基づく基本方針において**1運行の荷待ち・荷役等時間を2時間以内**にする目標を掲げているところ、個別には長い荷待ち・荷役等時間が発生しているケースがあることも踏まえ、**目標が安定的に達成され、さらに短縮されるよう、引き続き取り組んでいく**。

<トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳>



- 
- I. 物流効率化法の施行の状況
 - II. 調査・公表等について
 - III. 中長期計画を提出する際の注意点について**
 - IV. 中長期計画の記載例について

計画を策定いただく前に・・・

経済産業省HPに、「**特定荷主が行うシステム上での届け出等提出における注意点**」を掲載させていただいております。中長期計画や、各種届出等において誤記や質問が多く発生している事項について説明を簡易的に行っている資料となりますので、**計画や届出を提出いただく前に必ずご覧ください。**

【各種様式の提出先について】

届出・指定等の全ての手続は原則としてシステム（e-Gov電子申請）によりオンラインで行います。

※申請にはGビズIDが必要となりますので、事前にご準備をお願いいたします

e-Gov電子申請URL : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

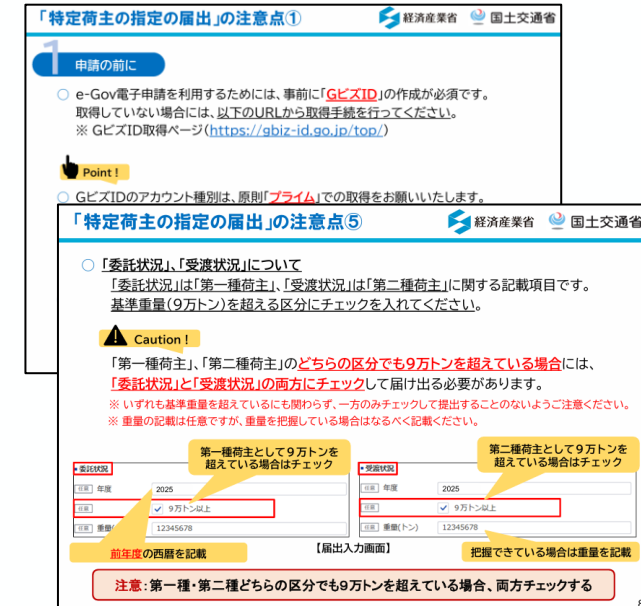
大分類「国土交通」、中分類「物流」、小分類「物流効率化法」で検索

※届出や計画を提出する前に必ず以下の「特定荷主が行うシステム上での届出等提出における注意点」をご確認ください！

「特定荷主が行うシステム上での届出等提出における注意点」はコチラ

- ▶ **特定荷主が行うシステム上での届出等提出における注意点（PDF形式：1,062KB）** 
- ▶ **GビズIDの取得はコチラ（GビズID/トップ）**  **(New!)**
- ▶ **特定荷主の指定の届出等の電子申請の入り口はコチラ**  **(New!)**
- ▶ **物流効率化法e-Gov電子申請サービス操作マニュアル（事業者向け）**  **(New!)**
- ▶ **提出先荷主事業所管省庁一覧（PDF形式：736KB）**  **(New!)**

【経産省HP】



経済産業省HP:<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

1. 特定荷主が行う 手続きに関する注意点

※各手続共通

(最終更新:2026年8月 日)

特定荷主が行う手続きに関する注意点①

1

申請の前に

- e-Gov電子申請を利用するためには、事前に「**GビズID**」の作成が必須です。
取得していない場合には、以下のURLから取得手続きを行ってください。
※ GビズID取得ページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



Point !

- GビズIDのアカウント種別は、原則「**プライム**」での取得をお願いいたします。
※ 「プライム」は取得時に審査がありますが、それにより申請時に転記される住所等の基本情報がより正確に反映されますので、書類不備により修正作業が発生するリスクを減らせるメリットもあります。



Caution !

- **基本情報等の入力の際、誤りがないようご確認ください。**
届出等を提出する際、GビズIDに登録された住所等の基本情報が自動的に転記される仕組みとなっております。
※ 届出時に自動転記された情報は手動で修正することも可能です。

特定荷主が行う手続きの注意点②

2

手続検索時における注意点

- 「特定荷主が行う手続き」の選択にあたっては、
提出する省庁ごとに選択すべき手続きが異なるため、
提出先省庁の名前が記載された手続きを選択してください。

例

農林水産省への中長期計画の提出



06-04 特定荷主中長期計画書 (農林水産省提出用)

経済産業省への中長期計画の提出



07-04 特定荷主中長期計画書 (経済産業省提出用)



Point !

- 提出先は**主たる事業の所管省庁**を選択ください。所管省庁は以下を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>

※主たる事業については、自社の事業内容について貨物の運送の委託及び受渡しの規模や、事業種別の従業員数、営業収益の割合その他様々な観点から総合的に判断して決定してください

- 「**手続名称から探す**」で検索することも可能です。

④ 手続名称から探す

特定荷主中長期計画

検索

「特定荷主中長期計画」と入力し、検索

3

入力時における注意点

○「所在地」について

「所在地」はGビズIDのアカウントから自動的に転記されますが、番地が登録されていない場合がありますので、**番地まで正しく入力されているか**ご確認ください。

○「主たる事業」と「細分類番号」について

「細分類番号」はわからない場合は、**e-Stat(※)の「キーワード検索」から検索可能**です。

※e-Stat(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

例 「自動車ターミナル業」を主たる事業として営んでいる場合

キーワード検索 ▼ 自動車ターミナル	
検索オプション	
日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定)	
集約して表示 (分類を集約して一覧表示します)	
分類コード	
4853	運輸業、郵便業 > 運輸に附帯するサービス業 > 運輸施設提供業 自動車ターミナル業

【 e-Statの画面 】



必須	主たる事業	自動車ターミナル業
必須	細分類番号	4853

【 届出入力画面 】

検索結果を転記

※「細分類番号」で入力いただいた4桁の数字に対応する細分類名をそのまま入力してください。

特定荷主が行う手続きの注意点④

- 主たる事業を所管する省庁に提出する手続きから
複数の省庁を選択し、提出することが可能です。
そのため、提出する省庁ごとに別途手続きを行っていただくことは必要ありません。

■主たる事業の所管	
所管	
必須 省庁	国土交通省
必須 部局	関東運輸局
必須 課室	交通政策部 環境・物流課
■事業の所管	
所管1	
任意 省庁	農林水産省
任意 部局	関東農政局
任意 課室	経営・事業支援部食品企業課

「所管」の欄には
主たる事業の所管省庁（提出先省庁）を設定し
「事業の所管」の欄に
主たる事業以外を所管する省庁を選択

特定荷主が行う手続きの注意点⑤

○「審査担当省庁」について

審査担当省庁で選択した「主たる事業の所管」の機関と、選択した「事業の所管」の機関いずれにも提出されます。

※提出先を誤ると、提出先から差し戻されますので、特に以下の点にご注意いただき提出してください。

- ✓ 選択した手続き名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書(●●省提出用)」の「●●省提出用」の部分と同一の省庁を選択しているか。
- ✓ 届出先は各省庁の「本省」なのか、「地方支分部局」なのか。
※ 財務大臣(国税庁に提出するもの)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への提出の場合は、自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定してください。
- ✓ そもそもの提出先省庁に誤りはないか。
業種毎に提出先省庁が異なりますので、以下に掲載されている提出先と照らし合わせ、提出先が正しいか改めてご確認ください
【提出先省庁】 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>
- ✓ 主たる事業を所管している省庁が複数ある場合や、主たる事業以外の事業を所管している省庁がある場合は、「事業の所管」の所管1以降に記載してください。

※主たる事業以外で、中長期計画や定期報告において取り上げる課題のない事業の荷主事業の所管大臣は、提出先から除くことができます

特定荷主が行う手続きの注意点⑥

○ 一時保存後に発生するエラーについて

申請データを一時保存した後、後日入力を再開して提出した際に、入力内容に不備がないにもかかわらずエラーが表示される場合があります。

記入漏れや指定外の文字の入力などがないことを確認後も、同様のエラーが発生する場合には、恐れ入りますが、一時保存データを使用せず、改めて申請をお願いいたします。

※ 本事象は、一時保存後にシステムアップデートが実施された場合に発生することがございます。

❶ 以下のエラーがあります。

・要素 '井明の機会の付与に際しての留意事項' に無効な子要素 '留意事項5' があります。

❶ 以下のエラーがあります。

・要素 '審査担当省庁' には無効な子要素 '注意文' が含まれています。必要とされる要素は '主たる事業の所管' です。

【エラーの例】

4

提出後における注意点

○ 審査担当省庁から差し戻された場合等の「通知設定」等について

申請内容に不備等があった場合、審査担当省庁から書類が差し戻されますので、その際には補正を行っていただいた上で、再提出していただく必要があります。

このとき、差し戻されたことに気付かないまま提出締切りを超過してしまわないよう、
以下のご対応をお願いいたします。

① 「**処理状況**」の画面から、定期的に手続きの進捗状況を確認する

② 「**メッセージ通知**」を設定し、メール等で通知が受けられるようにする

※ 初期設定では通知が来ない設定となっておりますので、必ず設定変更ください。

「アカウント管理」→「利用者設定」から設定変更が可能です。詳細は以下をご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/user-settings.html>



【e-Gov電子申請画面】

特定荷主が行う手続きの注意点⑧

○ 提出した書類の審査状況等の確認方法について

提出した書類に関して、提出先にお問い合わせいただくことが多数ありますが、まずは以下の画面から自社の手続きのステータスについて確認いただけます。

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

申請案件状況

申請情報

到達番号	20260317111209642e
法人名	サンプル法人名
申請者氏名	サンプル 太郎
手続名称	08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）／08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）
提出先組織	関東地方整備局,建政部,建設産業第一課

ステータス：到達

到達／補正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ
2026年3月17日 11時12分				申請取下げ

履歴一覧

「ステータス」が審査終了となっていれば、
審査が終了した状態です

特定荷主が行う手続きの注意点⑨



○ 提出した書類に対する国からの通知について

提出した書類に関して、審査が完了し、公文書の発出があるのは

「特定荷主の指定の届出」と「特定連鎖化事業者の指定届出」のみとなります

※「物流統括管理者の選任の届出」、「中長期計画」、「定期報告」については、
手続きが完了しても、所管省庁から受理証明書などは届かないのでご了承ください

○ 本社所在地や代表取締役の変更等があった場合の手続きについて

既に提出した届出等において記載していた主たる事務所の所在地や代表者に変更があった場合においては、GビズIDの基本情報を変更いただくのみで結構です。



これら(本社所在地、代表者氏名 等)の変更があった場合でも、
**新たに「特定荷主の指定の届出」や「物流統括管理者の選任の届出」を
新しい内容で提出いただく必要や、変更届等をご提出いただく必要はありません。**

2. 中長期計画の提出に あたっての注意点

「中長期計画」の注意点①

1

入力時における注意点

- 初めて中長期計画の提出をする際には「計画内容変更」の欄にチェックを入れずに提出してください。
【e-Gov電子申請画面】

■ 計画期間	
必須 年度FROM(西暦)	4桁の半角数字のみ
必須 年度TO(西暦)	4桁の半角数字のみ
任意 計画内容変更	☐ 変更有り

初回の提出時は
チェックは不要です

- 各取組事項の実施時期について、取り組む予定年度を必ず記載してください。
また、その際には「通年」等の記載ではなく、西暦で記載するなど時期が具体的にわかるように記載してください

任意 時期	○ : 2026年度～2030年度 × : 通年
--------------	--

「中長期計画」の注意点②

- 1区分(例:荷待ち時間の短縮)に関する計画について、
e-Gov電子システムに直接入力できるのは、5個までとなっています。
- そのため、6項目以上の取組を記載いただくには、以下URLから「(様式3別紙)中長期計画書(特定荷主)」をダウンロードいただき、当該wordに記載の上、システム上の「添付書類」をクリックし、当該wordを添付の上提出してください。

※なお、6項目以上記載する区分のみを当該wordに記載の上、添付書類として提出してください。

そのほかの区分の記載や基本情報はシステムに入力ください。

※6項目以上記載する取組がある場合は、5項目目まではシステムに入力してください。

6項目目以降の取組を当該wordに記載いただき、システムに添付して提出してください。

ダウンロードURL : <https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

【特定荷主（特定第一種荷主、特定第二種荷主）】

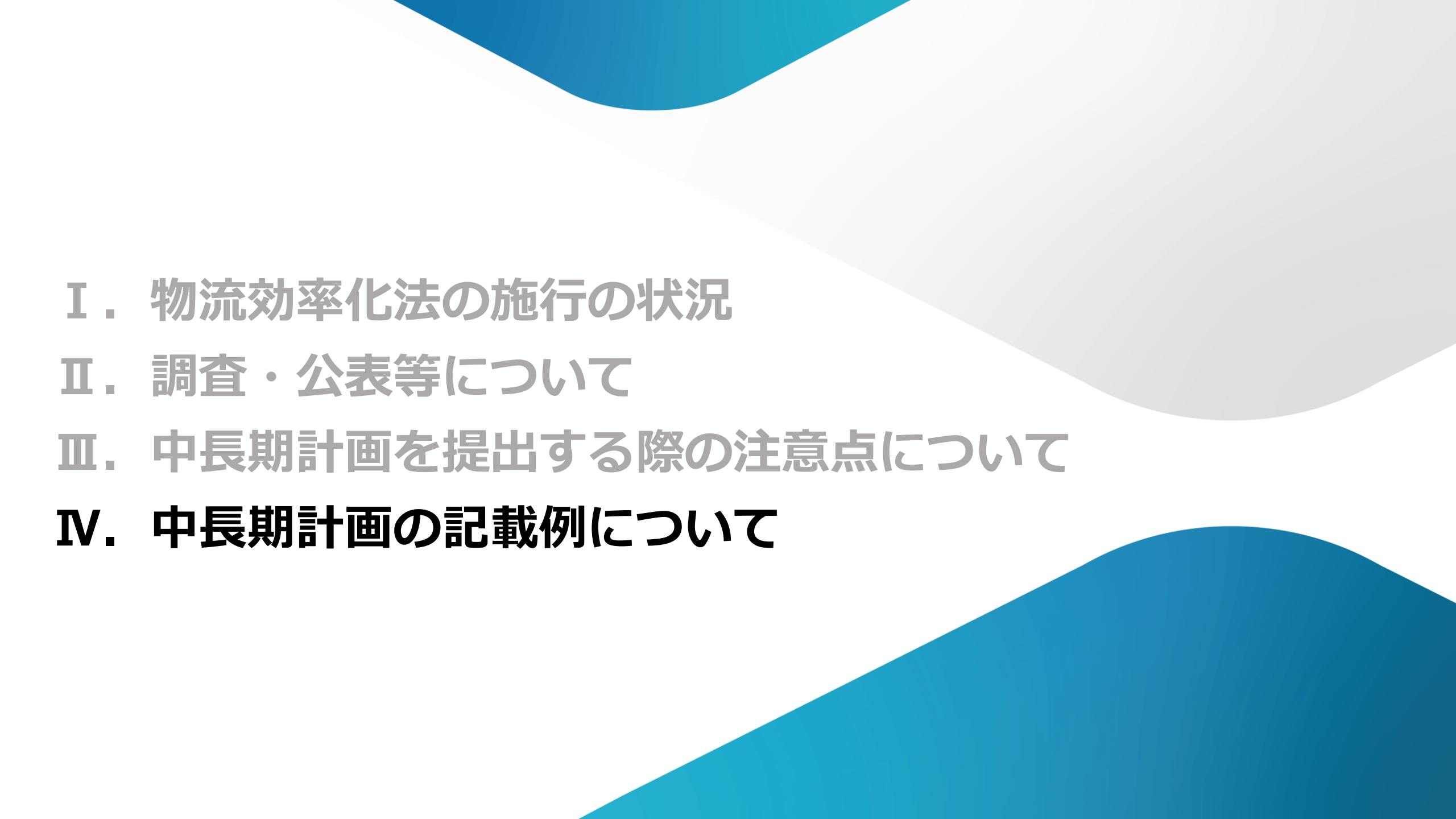
- ▶ [特定荷主の対応の手引き（PDF形式：9,586KB）](#)  (New!)
- ▶ [（様式第1）貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（Word形式：40KB）](#) 
- ▶ [（様式第2）特定荷主指定取消申出書（Word形式：41KB）](#) 
- ▶ [（様式第3）中長期計画書（特定荷主）（Word形式：49KB）](#) 
- ▶ [（様式第3別紙）中長期計画（特定荷主）e-Gov電子申請添付書類用テンプレート（Word形式：35KB）](#)
- ▶ [（様式第4）物流統括管理者 選任・解任届出（特定荷主）（Word形式：42KB）](#) 

6個以上の取組を記載する場合
のみ添付してください。

添付書類

提出する書類がある場合、添付してください。

【e-Gov電子申請画面】

- 
- I. 物流効率化法の施行の状況
 - II. 調査・公表等について
 - III. 中長期計画を提出する際の注意点について
 - IV. 中長期計画の記載例について**

中長期計画 ①概要

- 各事業者における物流効率化について、**最長で5年間の計画**を示すものです。
- 物流は、事業者ごとに多様な形態や品目特性があるため、物流効率化法では一律の取組を義務付けるのではなく、国が示す判断基準を基に、特定荷主ごとに中長期計画で事業の特性に応じて取組を具体化することとしています。
- 「①積載効率の向上等」、「②荷待ち時間の短縮」、「③荷役等時間の短縮」の3領域について、
- **特に課題のある運行に重点化**しながら、**取引先との協議や技術導入・施設整備など中長期的な対応も含め**計画を検討し、作成・提出していただく必要があります。

誰が？（対象）	● 特定荷主に指定された事業者。特定荷主は中長期計画書を作成して提出する義務が課されます。
いつまでに？ （期限）	● 特定荷主の指定を受けた年度の7月末日が締切です（例：2028年度に指定→2028年7月末までに提出）。ただし、2026年度に限り、10月末日まで延長されています。 ● 中長期計画書の計画期間は、最長で5年間。以降は計画に変更があればその翌年度、変更が無ければ「最後に提出した中長期計画の最終年度の翌年度」7月末までに次の計画を提出します。例えば、初回計画を2026～2030年度で提出した場合、次回提出は2031年7月末までに行います。 ● 計画期間中に内容を変更した場合(※)は、その変更があった年度の翌年度7月末日までに更新版を提出します。例えば2028年度に計画変更→2029年7月末までに改訂計画を提出。 ● 計画に変更がない場合、計画期間中の新たな提出は不要です（毎年提出しなくても問題ありません）。ただし、「定期報告書（様式第5）」は別途毎年の提出義務があります。
どこへ？（提出先）	● 特定荷主の指定を行った荷主事業所管大臣（地方支分部局長）全てに提出します。特定荷主の指定通知を確認し、差出人に書かれた省庁を全て選択してください。

（特定荷主の手引きから引用）

中長期計画 ②基本情報について

様式第3（第6条関係）

中 長 期 計 画 書

① 殿

年 月 日

住 所

法人名

② 法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第46条の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定荷主の名称等

特定荷主番号	③
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	④
主たる事業の細分類番号	
区分	☐ 特定第一種荷主 ☐ 特定第二種荷主
物流統括管理者の役職名・氏名	⑤ 役職名 氏 名
作成担当者連絡先	所在地 〒 職名 氏名 電話番号 (⑥ - ⑦) メールアドレス
計画期間	() 年度 ~ () 年度 ☐ 計画(任意事項)の

記載事項	注意点
①指定通知を発出した大臣等（例：「〇〇経済産業局長」「〇〇大臣」等）すべて	①宛先は指定通知を発出した省庁が全て含まれているか。
②自社の法人番号（13桁）	②入力している法人番号に誤りはないか。
③特定荷主の指定通知に記載された特定荷主番号識別番号 ※通知書から正確に転記が必要	③省庁から送られた「特定荷主の指定」の通知に記載されている特定荷主番号と一致しているか。
④自社の事業内容について、トラック事業者への運送の委託や貨物の受渡しの規模の観点で最も主要なものを、日本標準産業分類の細分類から1つ記載。	④日本標準産業分類の細分類から、正しく「事業」と「細分類番号」が転記できているか。
⑤自社が特定荷主に指定された区分にチェック。両方に該当する場合は両方にチェック。	⑤自社が特定荷主として指定された区分のみにチェックがつけられているか。 ※違う区分にチェックをつけるミスが頻発
⑥この中長期計画の対象とする期間（年度）。	⑥計画期間は5年を超えない範囲で設定されているか。
⑦計画内容に変更がある場合は「有り」にチェックを入れる。	⑦「計画内容の変更」にチェックミスはないか。 ※ 初回提出時はチェック不要。

中長期計画 ③記載すべき事項

計画内容については、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」に従って、**主に以下の事項を踏まえて、具体的な取組内容が記載されているか確認**してください。

2. 運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等のために取り組むべき措置

判断基準の概要
(1) 運転者の運送及び荷役等の効率化の実施の原則
荷主は、基本方針に定められた物流効率化の目標を達成するため、その事業の特性及び従業員の安全その他の必要な事情に配慮した上で、運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を計画的かつ効率的に実施するものとする
(2) 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加
＜第一種荷主＞
① 貨物の運送の委託から貨物の受渡しまでの間に、トラック事業者が他の貨物との積合せなど積載効率の向上に係る措置を講ずるために必要な時間を把握すること等により、適切なリードタイムを確保すること
② 貨物の量の平準化、受渡日時の集約等により、貨物の出入荷量の適正化を図ること
③ 配車・運行計画作成システムの導入等により、配車計画又は運行経路の最適化を行うこと
④ ①～③の取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の運送に係る部門間の連携を促進すること
＜第二種荷主＞
① 第一種荷主が積載効率の向上等の取組のために協議したい旨を申し出た場合は、必要な協力を行うこと
② ①の取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の受渡しに係る部門間の連携を促進すること
(3) 運転者の荷待ち時間の短縮
＜第一種荷主＞
① 集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握すること等により、貨物の入出荷時の日時等を分散させること
② トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整すること
③ 寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させること
＜第二種荷主＞
① 集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握する等により、貨物の入出荷時の日時等を分散させること
② トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整すること
③ 寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させること

(4) 運転者の荷役等時間の短縮
＜第一種荷主＞
① パレット等の荷役の効率化に資する輸送器具を導入すること、一貫パレチゼーション実現のために標準仕様パレット等を使用すること、荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行うこと、フォークリフト又は荷役等を行う人員を適切に配置すること等により、荷役等の効率化を図ること
② 第二種荷主、倉庫業者等に対して出荷情報を事前に通知すること、検査を効率的に実施するための機械を導入すること等により、検査の効率化を図ること
③ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること
＜第二種荷主＞
① 検査を効率的に実施するための機械の導入等により、検査の効率化を図ること
② フォークリフト又は荷役等を行う人員の適切な配置等により、荷役等の効率化を図ること
③ 荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整えること
(5) 実効性の確保
① 物流効率化の取組に関する責任者の選任等により必要な体制を整備するとともに、従業者への研修の実施等を行うこと
② 荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等の状況や、効率化のための取組及びその効果を適切に把握すること
③ 寄託先の荷待ち時間等の短縮のため、(3)(4)の取組その他の効率化のための取組に関して寄託先に提案するとともに、寄託先から提案を受けた場合にあっては、当該提案に基づき必要な措置を講ずること
④ 物流データの標準化の実施等により、物流に関する多様な主体との連携を通じた効率化のための取組の実施の円滑化を図ること
⑤ 物流サービスの内容等に応じた価格の設定等により、関係事業者が貨物の運送に関する費用を把握することができるようにすること
⑥ 国、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図り、必要に応じて取引先に協力を求めること

(引用) 荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書 P20、21

<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001984869.pdf>

中長期計画 ④記載すべき事項について（積載効率の向上）

- 運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画（積載効率の向上）に向けた取組について、荷主の判断基準に沿った取組内容を記載する。
※適切なリードタイムの確保、貨物量の平準化、配車計画、運行経路の最適化

II 運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する計画
1. 特定第一種荷主
1-1 計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
関係部門間の連携強化	調達・生産・販売と物流部門の連携を促進し、需要変動に応じた出荷量の平準化やリードタイム確保を図る。具体的には、物流部門が販売計画や商品設計に関与し、効率的なロット出荷や、積み合わせを考慮した荷姿の設定(荷姿の標準化)を行う。	2026年度～ 2030年度
調達物流の強化(ミルク欄の実施)	工場が必要となる部品について、複数の部品メーカーを回り巡回集荷するミルクランを行っている。現在行っている関東エリアだけでなく、関西エリアにも範囲を広げ、積載率を60%から100%に近付ける。	2026年度～ 2030年度
配送ルートの見直し	月ごとの販売計画に基づき生産台数が変化するため、毎月トラックの積載率になるべく100%になるよう、配車計画(車両手配・便編成)を工夫・改善することにより、配送ルートの見直しを行っている。この取組を継続する。	2026年度～ 2030年度
配車管理システムの継続活用	自社グループの物流子会社において、配車管理システムを導入し、積載効率80%以上を維持している。今後も同システムを継続活用し、高い積載効率を維持する(効率化を既達成しているため、その状態を継続)。新機能の追加やAIによるルート最適化も検討する。	2026年度～ 2030年度

【記載すべき事項と注意点】【必須】

- 進捗確認が可能な具体的な取組を記載
 - ✓ 目標達成に向けた具体的な手段、範囲、対象を明確に記載しているか
 - ✓ 既に十分に効率化が進められている場合や、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合は、現行の状況について具体的に記載しているか
 - ✓ 荷主の判断基準等に明らかに反することを記載していないか。
 - ✓ 第一種荷主と第二種荷主の欄を間違えていないか
- 実施時期を各項目ごとに年度ベースで必ず記載
 - ✓ 実施年度と計画の記載内容についてズレはないか

1-2 その他運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に関する事項及び参考情報

当社では、〇年前から積載効率向上に向け主要施策を考案&実施してきた。引き続きグループ会社を含め、戦略として効率化に取り組む。国の判断基準に沿った取組(リードタイムの確保、出荷量の平準化、経路最適化等)を維持することで、運送契約ごとの重量最大化を継続して達成している。今後も業界自主行動計画に則りホワイト物流推進に貢献する。

【記載すべき事項と注意点】（任意）

- 積載効率の向上に向けた取組のための実効性を確保するために取り組んでいることが記載されているか。
- 経営計画や部門計画において、1-1の欄に記入している内容に関連した位置づけになっているか

中長期計画 ⑤記載すべき事項について（荷待ち時間の短縮）

- 運転者の荷待ち時間の短縮に向けた取組について、荷主の判断基準に沿った取組内容を記載する。
※貨物の入出荷時の日時分散、トラック予約システムの導入・活用、寄託先の入在庫発注の早期化 等

Ⅲ 運転者の荷待ち時間の短縮に関する計画
2. 特定第二種荷主
2-1 計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
バース管理 (システム導入)	2022 年よりトラック予約受付システムの導入を順次進めており、2027年度までに全拠点に導入を完了する予定である。	2026年度～ 2030年度
バース管理の徹底	繁忙期を含め、待機時間が比較的に長くなっている拠点は月単位で見直し・改善検討を行い、全拠点で待機時間平均30分以内を目指す。	2026年度～ 2028年度
イレギュラーへの対応	天災や交通渋滞等のイレギュラーなトラブルに巻き込まれたことで、トラック事業者が予約時間に間に合わず、順番が後回しになってしまうケースも存在する。イレギュラーな事態に柔軟に対応できるよう、事前予約性に囚われすぎず、柔軟な対応ができる仕組みも組み入れる。一方、予約時間より到着が早すぎるトラックが何度も見受けられた場合は、第一種荷主（メーカー）と協議の上、予約時間を見直す等、見えない待機時間についても削減を心掛ける。	2026年度～ 2030年度
前倒し納入の推奨	取引先との契約条件を見直し、納期前倒しや複数回納入を推奨する。余裕期間を設けた早めの入荷発注により、ドライバーが一時に 集中して到着しないよう納品スケジュールを調整する。その際、積載 率が悪化しないよう留意する。	2026年度～ 2030年度

【記載すべき事項と注意点】【必須】

- 進捗確認が可能な具体的な取組を記載
 - ✓ **目標達成に向けた具体的な手段、範囲、対象を明確に記載しているか**
 - ✓ **既に十分に効率化が進められている場合や、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合は、現行の状況について具体的に記載しているか**
 - ✓ 荷主の判断基準等に明らかに反することを記載していないか。
 - ✓ 第一種荷主と第二種荷主の欄を間違えていないか
- 実施時期を各項目ごとに年度ベースで必ず記載
 - ✓ 実施年度と計画の記載内容についてズレはないか

2-2 その他運転者の荷待ち時間の短縮に関する事項及び参考情報

自社物流センターでは、かねてよりアナログでバース管理を行い、荷待ち時間の可視化を行っていた。今後はシステム化を全拠点で進めることで、出てきたデータと現場を照らし合わせ、待機時間の更なる削減に努める。自社の待機時間の改善に努めると共に、ドライバー視点で実際に発生している「待機時間」(予約時間前の待機時間を含む)も社会問題となっているため、この改善にも第一種荷主とともに取り組んでいく方針である。

【記載すべき事項と注意点】（任意）

- 荷待ち時間の短縮に向けた取組のための実効性を確保するために取り組んでいることが記載されているか。
- 経営計画や部門計画において、2-1の欄に記入している内容に関連した位置づけになっているか

中長期計画 ⑥記載すべき事項について（荷役等時間の短縮）

- 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画に向けた取組について、荷主の判断基準に則った内容を記載する。
※標準仕様パレットの導入、検品効率化、荷役体制の構築 等

IV 運転者の荷役等時間の短縮に関する計画
2. 特定第二種荷主
2-1 計画内容

実施措置	計画内容（具体的な措置の内容、目標 等）	実施時期
荷役等時間の可視化	物流センターにトラックが入庫してから出庫するまでの平均時間が1時間程度であり、パレット単位の貨物については 20 分以内に荷役が終了するケースも多い。現状を継続していくと共に、荷役に時間が掛かっているバラ貨物の入庫体制の見直しを図る。	2026年度～2030年度
パレタイズ化の推進	取引先のメーカーに対し、自社のパレットを貸し出し、パレットに積載した状態での納品を依頼している。入荷後はパレット単位の荷下ろしとなるため、荷役等時間の短縮を図っている。なお、この取組は現在一部の取引先に留まっているため、主要メーカーのうちバラ納品になっている企業3社に働きかける。	2026年度～2030年度
夜間荷役の見直し	夜間の荷受けに関しては、自社社員ではなく委託先事業者が荷役を行っている。現状大きな課題は見受けられないものの、課題が出てきた場合は負担が掛からないよう優先して改善に努めるものとする。	2026年度～2030年度

【記載すべき事項と注意点】 【必須】

- **進捗確認が可能な具体的な取組**を記載
 - ✓ **目標達成に向けた具体的な手段、範囲、対象を明確に記載しているか**
 - ✓ **既に十分に効率化が進められている場合や、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合は、現行の状況について具体的に記載しているか**
 - ✓ 荷主の判断基準等に明らかに反することを記載していないか。
 - ✓ 第一種荷主と第二種荷主の欄を間違えていないか
- **実施時期を各項目ごとに年度ベースで必ず記載**
 - ✓ 実施年度と計画の記載内容についてズレはないか

2-2 その他運転者の荷役等時間の短縮に関する事項及び参考情報

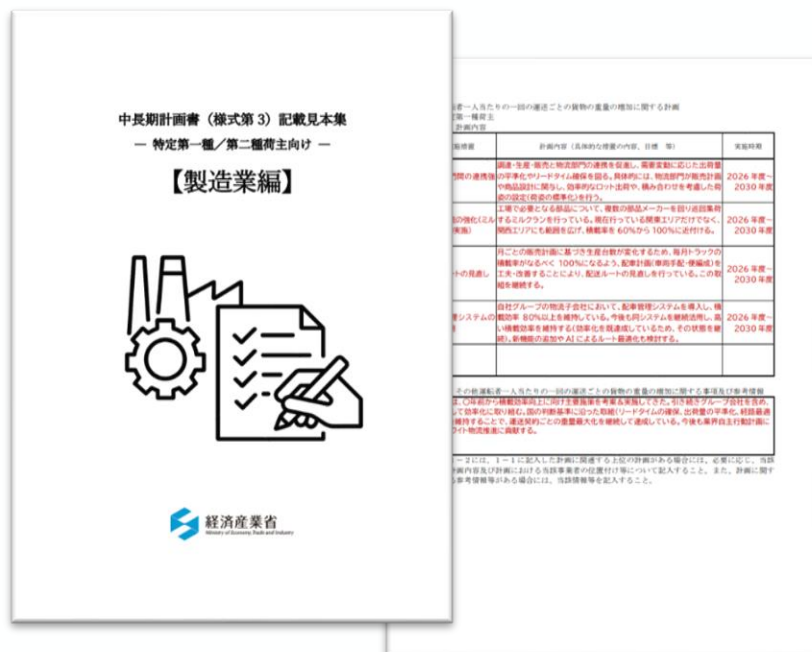
パレット化できていない貨物のパレタイズ化を進めることで、荷役等時間の短縮を図る。なお、長尺物や異形物等、パレット化が難しい貨物に関しては、かご車等の他の物流機器の活用も検討する。当社全体としては、ドライバーの負担軽減を目的に、積載率より荷役作業の効率化を優先して進める方針である。

【記載すべき事項と注意点】 （任意）

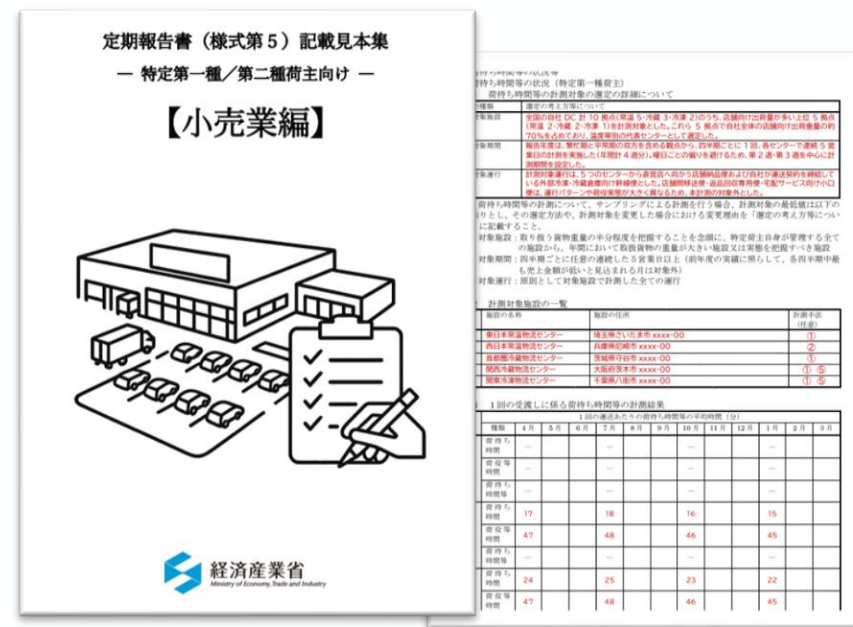
- 荷役等時間の短縮に向けた取組のための実効性を確保するために取り組んでいることが記載されているか。
- 経営計画や部門計画において、1-1の欄に記入している内容に関連した位置づけになっているか

中長期計画・定期報告の記載例について

- 特定荷主に指定された事業者は、毎年度7月末までに中長期計画・定期報告を作成し、荷主事業所管省庁に提出することが必要。
※2026年度は中長期計画のみの提出、10月末まで
- 他方、これまで物流の効率化に取り組めていなかった特定荷主や、取組が進んでいてもどのような記載ぶりで計画・報告を作成すれば良いのか、策定が進まないことが想定されるため、事例集を策定。
- 事例集は、**製造業、卸売業、小売業及び連鎖化事業者の4種類ごとに、それぞれ「取組が進んでいる企業向け」、「これから取組を深める企業向け」の2つの記載例**を提示しており、自社の取組状況等に応じて参照する記載事例を選択することが可能。



【製造業 中長期計画記載記載例】



【小売事業者 定期報告記載記載例】

指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告・公表・命令

荷主事業所管大臣は、法律の規定に基づき、荷主に対して以下の対応を行うことができます。

○指導・助言

- 運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の適確な実施を確保するために、荷主に対して、**判断基準を勘案して必要な指導・助言**を行うことができる。（法第44条）

○報告徴収・立入検査

- **特定荷主への指定や取消し**を行うために、荷主に対して、**貨物の運送の委託又は受渡しの状況に関して報告をさせる**ことができ、また**荷主の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第50条第1項）
- **勧告又は命令**を行うために、特定荷主に対して、**運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施の状況に関して報告をさせる**ことができ、また**荷主の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第50条第2項）

○勧告・公表・命令

勧告

特定荷主の運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施に関する状況が、**判断基準に照らして著しく不十分である場合**は、特定荷主に対して**勧告**を行うことができる。（法第49条第1項）

公表・命令

勧告に従わない特定荷主に対して、その旨を公表することができる。（法第49条第2項）
勧告を受けた特定荷主が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、当該措置を行う**命令**を行うことができる。（法第49条第3項）

罰則

荷主は、以下のいずれかに該当する場合には、罰則が科されます。

- 特定荷主の指定基準重量を上回る荷主が、特定荷主の指定に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合（法第76条第1号）
- 中長期計画を提出しない場合（法第76条第2号）
- 定期報告を行わない又は虚偽の届出をした場合（法第76条第3号）
- 報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合（法第76条第4号）
- 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合（法第76条第4号）



50万円以下の罰金

- 物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない又は虚偽の届出をした場合（法第80条）



20万円以下の過料

- 命令に違反した場合（法第75条第1号）
- 特定荷主が物流統括管理者を選任しない場合（法第75条第2号）



100万円以下の罰金

よくある質問

Q. 計画は網羅的に作成する必要がありますか？

- いいえ、**主要な又は課題のある取扱貨物、施設、時期等に重点化した記載としても構いません**。また、既に十分に効率化が図られている場合は「今後もその状態の継続に努める」、事業の特性によりこれ以上の効率化が困難な場合は「今後も必要な対策を継続する」といった目標を記載してください。なお、定期報告において改善が進まない事項、施設等について、中長期計画に記載がない場合は、記載を促す指導を行う可能性があります。

Q. 計画を達成できなかったら罰則はありますか？

- **計画した内容に対して達成できないことへの罰則はありません**が、特定荷主に指定された事業者が**中長期計画書を提出しない場合は罰金**が科される可能性があります。また、特定荷主の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分である場合は、荷主事業所管大臣が特定荷主に対して**勧告**を、勧告に従わない場合**公表**を行うことができます。行政でも計画達成に向けたアドバイスや支援を行っているので、必要に応じて相談してください。

Q. 計画期間途中で計画を変更したくなったら、どのようにすればよいですか？

- 変更内容を反映した**改訂版の中長期計画書を作成し、変更があった年度の翌年度 7月末までに提出**します。この際、「計画内容の変更有り」欄にチェックを入れて提出します。計画の変更理由や背景は、計画書の「参考情報」欄に記載しておくといいです。大幅な目標引下げ等は行政から問合せが来る可能性もあるため、やむを得ない事情がある場合は先に相談しておくとい良いでしょう。

ご清聴、ありがとうございました。